

令和3年5月 日
大阪市こども青少年局

保護者のみなさまへ

家庭保育協力依頼に伴う保育料の納期限の変更について

保護者の皆様には、日頃から保育所運営にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和3年4月23日に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が大阪府に発出されことに伴い、家庭保育のご協力をお願いしておりましたが、その期間（令和3年4月26日(月)から5月31日(月)〔予定〕まで）中に保育施設等に登園されない場合は、登園されない日数の保育料を軽減いたします。当該期間を含む各月の保育料については、日割計算後の金額により請求させていただきます。

これに伴い、当初は保育実施月の翌々月の5日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）とご案内させていただいていた**令和3年4月分以降の保育料の納期限（口座振替日）は、当分の間、保育実施月の3か月後の月の5日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に変更させていただきます。**

この納期限の取扱いは、家庭保育協力依頼をさせていただいている期間が終了した後のいずれかの時期に、その後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等も考慮したうえで、保育実施月の翌々月の5日に戻す予定です。納期限を戻す時期については、決まり次第改めてご案内させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

保育実施月	納期限（口座振替日）
令和3年4月分	令和3年7月5日(月)
令和3年5月分	令和3年8月5日(木)
令和3年6月分	令和3年9月6日(月)

納期限については、家庭保育協力依頼をさせていただいている期間が終了した後のいずれかの時期に、保育実施月の翌々月の5日に戻す予定です。